

お客さま各位

エイチ・エス損害保険株式会社

新型コロナウイルス感染症の「五類感染症」への 位置づけ変更に伴う取扱いについて

2023年5月8日より、新型コロナウイルス感染症（注1）の位置づけが感染症法（注2）における「新型インフルエンザ等感染症」から「五類感染症」に変更されたことに伴い、新型コロナウイルス感染症の取扱いが以下のとおりとなります。

1. 変更内容

新型コロナウイルス感染症の取扱い	
治療開始日が2023年5月7日以前	治療開始日が2023年5月8日以降
次の場合に保険金のお支払い対象となります。 (1)治療費等 ・責任期間中に感染し、責任期間終了後30日までに治療を開始した場合 (2)疾病死亡 ・責任期間中に死亡した場合 ・責任期間中に感染し、責任期間終了後30日以内に死亡した場合	次の場合に保険金のお支払い対象となります。 (1)治療費等 ・ <u>責任期間中または責任期間終了後72時間以内に発病し、責任期間終了後72時間以内に治療を開始した場合</u> (2)疾病死亡 ・責任期間中に死亡した場合 ・ <u>責任期間中または責任期間終了後72時間以内に発病・治療を開始し責任期間終了後30日以内に死亡した場合</u>

（注1）病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。）であるものに限ります。

（注2）「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号）をいいます。

2. 対象となる特約

- ・疾病死亡保険金支払特約
- ・治療・救援費用補償特約
- ・疾病治療費用補償特約

以上



H.S. insurance

エイチ・エス損保の

2019年1月改定版

海外旅行保険

個人
セットプラン

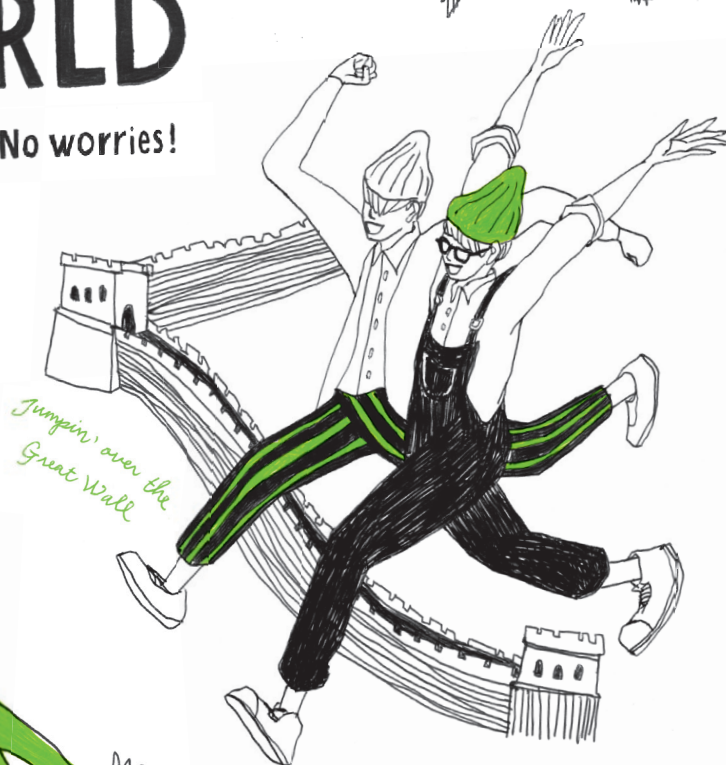
保険期間(旅行期間)

31日まで



GO TRAVEL the WORLD

Easily! Simply! No worries!



Get completely absorbed
in the World of Art



こんなときに保険金をお支払いします!

個人セットプラン (保険期間31日まで)のご案内

ケガや病気の補償

詳細は、P.5~6の海外旅行保険の概要(保険期間31日まで用)をご覧ください。

治療・救援費用



旅行中のケガで治療・入院が必要になった場合



旅行中の病気で治療・入院が必要になった場合



旅行中のケガや病気で3日以上入院し、救援のために日本から家族が駆けつけた場合

傷害死亡

旅行中のケガが原因で亡くなった場合

傷害後遺障害

旅行中のケガが原因で後遺障害が生じた場合

疾病死亡

旅行中の病気が原因で亡くなった場合

その他の補償

詳細は、P.5~6の海外旅行保険の概要(保険期間31日まで用)をご覧ください。

携行品



旅行中に誤ってカメラを落とし、壊してしまった場合



旅行中に通貨が盗難された場合



買い物中にお店の商品を誤って壊すなど損害賠償責任を負った場合

旅行事故緊急費用

旅行中の偶然な事故により下記のような費用の支出が必要となった場合、その費用を補償します。



搭乗時に航空会社に預けた手荷物が、航空機が目的地に到着後6時間以上経っても目的地に届かず身の回り品を買った場合



悪天候、機体の異常などにより、搭乗予定の航空機が欠航し、予定外のホテル代が発生した場合



急病で入院してオプションツアーに参加できずキャンセル費用が発生した場合

オプションの補償

旅行変更費用 [オプション] (出国中止費用補償対象外特約セット)

旅行中に家族が亡くなったり、危篤になり、旅行をとりやめ帰国したため、旅行のキャンセル費用が発生した場合

留守宅家財盗難 [オプション]

旅行中に自宅の家財が盗難にあった場合

クルーズ旅行取消費用 [オプション]

クルーズ旅行に参加する予定だったが、3日以上入院し、旅行に参加できず、旅行のキャンセル費用が発生した場合

- ご契約タイプによりセットされる補償が異なりますのでP.3~4の「ご契約タイプ一覧表」でご確認ください。
- 「オプションの補償」は、追加保険料をお支払いいただくことによりセットすることができます。専用のチラシがありますので取扱代理店までお申し出ください。

エイチ・エス損保の海外旅行保険は、ケガや病気・盗難など、海外旅行中に思いがけなく発生するアクシデントからあなたをお守りします!

旅行中に事故で困ったとき、お客様をサポートします!

サポートセンターは
24時間365日日本語対応で
安心のサポートをご提供します!

旅行中のケガや病気のときの
キャッシュレス提携医療機関の紹介・手配をはじめ
各種のサービスでお客様をサポートします。

▶ 医療機関の紹介・手配など

最寄りの医療機関や専門医、日本語の話せる医師・医療機関などの紹介・手配をします。

▶ 入院・転院の手配

適切な治療を行うため設備の整った病院や専門医のいる病院への入院・転院の手配をします。

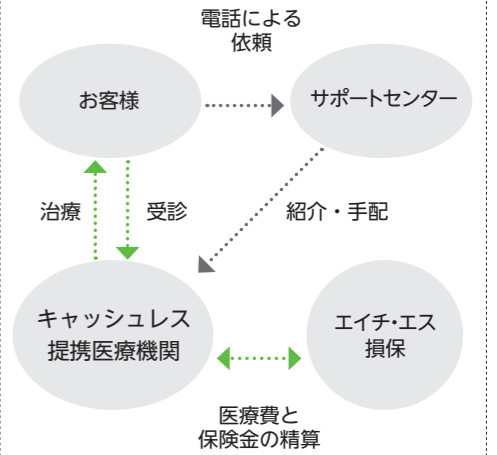
▶ 緊急移送時などの輸送機関の手配

必要な輸送機関を患者さんの状況に応じて手配します。

▶ パスポートやクレジットカードの紛失・盗難時の手続き案内

キャッシュレス医療サービス

キャッシュレス提携医療機関では、窓口で保険契約証(保険証券)とパスポートを提示することで、お客様はキャッシュレスで診療を受けることができます。



旅行かばん/スマートフォン/カメラ・ビデオカメラ等修理サービス (帰国後のサービスとなります。)

「携行品」の補償で対象となる偶然な事故によりスーツケースやスマートフォン (iPhone)、カメラ等が破損した場合、提携する修理業者が、引取・修理・納品までを一貫して行う「修理サービス」をご利用になれます。(詳しくは、サポートブックをご覧ください。本サービスは、携行品損害補償特約をセットされているお客様がご利用になれます。)

※スマートフォン修理サービスの対象機種は、iPhoneのみ(一部機種を除きます。)となります。



(ご注意) サービス提供に伴う実費が、ご契約いただいた保険金額(ご契約金額)や支払限度額を超過する場合は超過部分や、当社海外旅行保険でお支払いの対象とならない費用については、お客様のご負担となります。またサービスの受付時間帯、ご利用地域やサービス内容によっては、サービスが提供できない、または、提供までに時間がかかる場合があります。

旅先で実際にこんなトラブルが起きています!

事故例CASE1



市内を歩行中に交通事故にあい病院へ搬送。集中治療室で治療後、医師・看護師付き添いのもと、日本へ医療搬送され国内の病院に継続入院。治療費、救援費、帰国のための航空運賃等が発生。

お支払い保険金
合計約**3,500万円**

<当社調べ>

治療・救援費用の特長

- ケガや病気になったことにより、必要となった治療費や救援費に加え、旅行行程を離脱した場合に、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するための交通費・宿泊費も補償します!
- 入院により必要となった身の回り品購入費や国際電話料などの通信費を補償します!

事故例CASE2



荷物を持ち替えるため手に持っていたスマートフォンをバッグに入れた直後にスリにあい、バッグからスマートフォンを盗まれた。

お支払い保険金
約**9万円**

<当社調べ>

携行品の特長

携行品損害について、再調達価額*でお支払い!
※同一の質、用途、規模、型、能力の物を新たに購入するのに必要な額(修理可能な場合には、修理金額を限度)を損害額とします。ただし、1点あたり10万円がお支払いの限度となりますので、ご注意ください。

おすすめ

海外では、治療・救援費用が高額になりがちです。自己負担額の心配がない治療・救援費用「無制限」のタイプをおすすめしています!

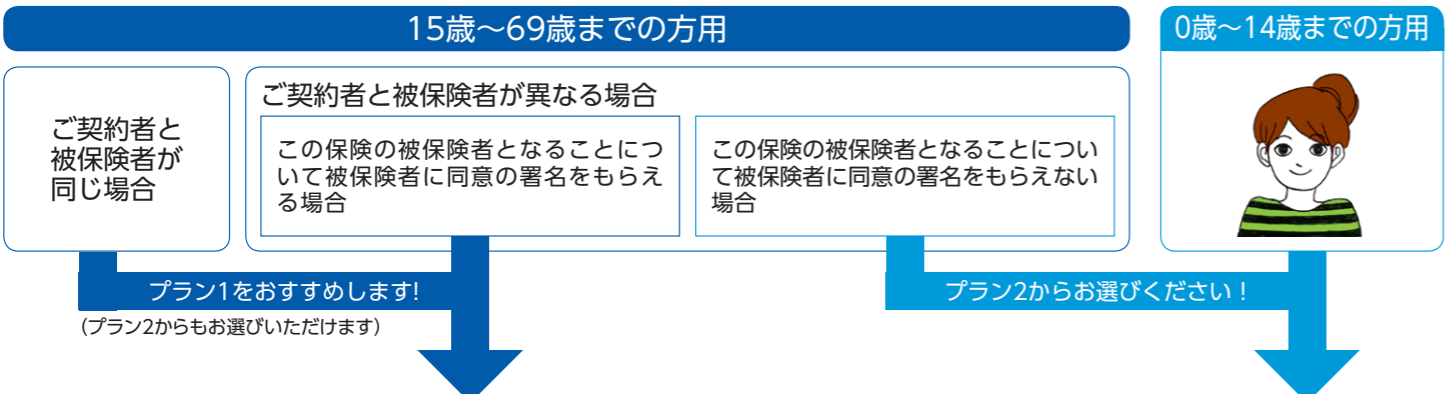
ご契約タイプ一覧表 ご契約タイプを選び、申込書のご契約タイプ欄にご記入ください。

重要!

下記に該当する場合は、傷害死亡保険金額および疾病死亡保険金額について、それぞれ1,000万円以下のご契約タイプからお選びください。*

①被保険者(ご旅行者=保険の対象となる方)が保険期間の初日において、満15歳未満の場合
 ②被保険者(ご旅行者=保険の対象となる方)の年齢にかかわらず、ご契約者と被保険者が異なり、申込書に被保険者同意署名がない場合

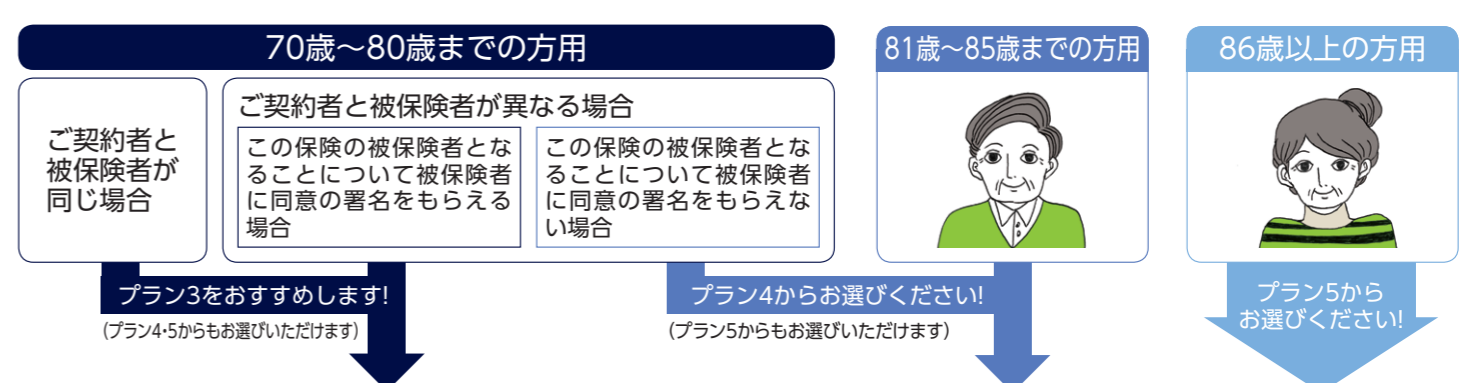
*上記①または②に該当する場合で、同種の補償内容の他の保険契約等があるときは、傷害死亡保険金額および疾病死亡保険金額について、それぞれ他の保険契約等と合算で、1,000万円以下とさせていただきます。
 *被保険者が保険期間の初日において満81歳以上の場合は次のプランからご契約タイプをお選びください。
 ・81歳～85歳までの方 **プラン4**または**プラン5** ・86歳以上の方 **プラン5**



ご契約タイプ	プラン1						プラン2	
	おすすめ 治療・救援費用無制限						L01	M81
	L05	L23	L02	L01	M23	M01		
保険金額(ご契約金額)								
傷害死亡	5,000万円	3,000万円	2,000万円	1,000万円	3,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円
傷害後遺障害	5,000万円	3,000万円	2,000万円	1,000万円	3,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円
治療・救援費用	無制限	無制限	無制限	無制限	2,000万円	1,000万円	無制限	1,000万円
疾病死亡	3,000万円	2,000万円	2,000万円	1,000万円	2,000万円	1,000万円	1,000万円	500万円
賠償責任	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円
携行品	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円
通貨盗難(自己負担額5,000円)	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円
旅行事故緊急費用	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円
保険期間(旅行期間)	お支払いいただく保険料						お支払いいただく保険料	
1日	2,720円	2,470円	2,380円	2,220円	2,240円	1,950円	2,220円	1,920円
2日	4,110円	3,660円	3,500円	3,210円	3,380円	2,880円	3,210円	2,820円
3日	5,330円	4,650円	4,410円	3,970円	4,310円	3,570円	3,970円	3,470円
4日	6,260円	5,400円	5,100円	4,540円	5,010円	4,080円	4,540円	3,950円
5日	7,610円	6,530円	6,160円	5,450円	6,080円	4,920円	5,450円	4,750円
6日	8,870円	7,610円	7,180円	6,350円	7,100円	5,750円	6,350円	5,550円
7日	10,260円	8,850円	8,370円	7,440円	8,220円	6,700円	7,440円	6,480円
8日	11,520円	9,900円	9,350円	8,280円	9,170円	7,420円	8,280円	7,160円
9日	12,580円	10,810円	10,210円	9,040円	10,030円	8,120円	9,040円	7,840円
10日	13,620円	11,670円	11,010円	9,720円	10,820円	8,710円	9,720円	8,400円
11日	14,790円	12,710円	12,010円	10,630円	11,780円	9,530円	10,630円	9,190円
12日	15,840円	13,580円	12,820円	11,320円	12,570円	10,140円	11,320円	9,770円
13日	16,890円	14,470円	13,660円	12,050円	13,420円	10,810円	12,050円	10,410円
14日	17,750円	15,190円	14,340円	12,630円	14,080円	11,320円	12,630円	10,890円
15日	18,610円	15,900円	15,000円	13,190円	14,730円	11,810円	13,190円	11,360円
17日まで	19,960円	17,040円	16,070円	14,120円	15,790円	12,640円	14,120円	12,150円
19日まで	21,790円	18,590円	17,530円	15,390円	17,230円	13,790円	15,390円	13,250円
21日まで	23,760円	20,240円	19,080円	16,720円	18,770円	14,980円	16,720円	14,380円
23日まで	25,550円	21,770円	20,530円	17,990円	20,180円	16,120円	17,990円	15,470円
25日まで	27,170円	23,120円	21,790円	19,070円	21,440円	17,080円	19,070円	16,390円
27日まで	29,080円	24,760円	23,350円	20,440円	22,970円	18,330円	20,440円	17,580円
29日まで	30,980円	26,340円	24,830円	21,700円	24,440円	19,470円	21,700円	18,660円
31日まで	32,690円	27,820円	26,240円	22,950円	25,790円	20,550円	22,950円	19,700円

■ご注意いただきたいこと

- このパンフレットに記載のご契約タイプは保険期間(旅行期間)31日まで専用のタイプです。保険期間(旅行期間)が32日以上の場合は、ご契約いただけるタイプが異なりますので、「保険期間(旅行期間)32日以上」専用のパンフレットをご覧ください。
- 下記の年齢は旅行出発日における満年齢です。
- 年齢により、ご加入できるタイプが異なります。なお、被保険者(ご旅行者)が満20歳未満の未成年の場合は、親権者等の成年の方がご契約をお申し込みください。
- 申込書の記入内容によってはお引受けできない場合がありますので取扱代理店またはエイチ・エス損保までお問い合わせください。
- 補償項目によっては、下記の保険金額とは別にお支払いの限度を定めているものがあります。詳しくはP.5～6の海外旅行保険の概要(保険期間31日まで用)をご覧ください。
- 治療・救援費用の「無制限」とは、治療・救援費用補償特約の保険金額(支払限度額)を無制限とするものです。終身にわたって治療費用を補償するものではなく、ケガの場合は事故の発生の日からその日を含めて180日以内、疾病の場合は治療開始日からその日を含めて180日以内に要した費用に限りま。また、費用ごとに金額や人数の限度が定められています。



ご契約タイプ	プラン3			プラン4			プラン5	
	L53	M53	M32	L31	M31	M11	M36	M86
保険金額(ご契約金額)								
傷害死亡	3,000万円	3,000万円	2,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	500万円	500万円
傷害後遺障害	3,000万円	3,000万円	2,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	500万円	500万円
治療・救援費用	無制限	1,500万円	1,500万円	無制限	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円
疾病死亡	500万円	500万円	300万円	300万円	300万円	—	300万円	—
賠償責任	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円
携行品	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円
通貨盗難(自己負担額5,000円)	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円
旅行事故緊急費用	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円
保険期間(旅行期間)	お支払いいただく保険料			お支払いいただく保険料			お支払いいただく保険料	
1日	2,760円	2,440円	2,330円	2,560円	2,210円	2,190円	2,170円	2,150円
2日	3,970円	3,580円	3,390円	3,620円	3,190円	3,150円	3,120円	3,080円
3日	4,930円	4,460円	4,180円	4,410円	3,890円	3,830円	3,770円	3,710円
4日	5,670円	5,130円	4,780円	5,020円	4,430円	4,350円	4,290円	4,210円
5日	6,800円	6,180円	5,740円	5,990円	5,310円	5,210円	5,130円	5,030円
6日	7,890円	7,190円	6,680円	6,950円	6,170円	6,050円	5,960円	5,840円
7日	9,270円	8,400円	7,830円	8,220円	7,260円	7,120円	7,030円	6,890円
8日	10,370円	9,370円	8,720円	9,170円	8,070円	7,910円	7,800円	7,640円
9日	11,330円	10,230円	9,510円	10,010円	8,800円	8,630円	8,500円	8,330円
10日	12,220円	11,030円	10,240円	10,770円	9,460円	9,270円	9,140円	8,950円
11日	13,300円	12,010円	11,170円	11,760円	10,340円	10,140円	10,000円	9,800円
12日	14,200円	12,810円	11,900円	12,530円	11,000円	10,780円	10,620円	10,400円
13日	15,110円	13,630円	12,660円	13,330円	11,710円	11,470円	11,310円	11,070円
14日	15,830円	14,280円	13,260円	13,960円	12,260円	12,000円	11,840円	11,580円
15日	16,560円	14,930円	13,840円	14,570円	12,780円	12,510円	12,340円	12,070円
17日まで	17,740円	16,000円	14,830円	15,600円	13,680円	13,390円	13,200円	12,910円
19日まで	19,340円	17,440円	16,160円	17,000円	14,910円	14,590円	14,390円	14,070円
21日まで	21,000円	18,940円	17,540円	18,440円	16,180円	15,820円	15,600円	15,240円
23日まで	22,570円	20,360円	18,860円	19,830円	17,400円	17,010円	16,780円	16,390円
25日まで	23,980円	21,630円	20,020円	21,040円	18,450円	18,030円	17,790円	17,370円
27日まで	25,620円	23,130円	21,420円	22,500円	19,760円	19,310円	19,060円	18,610円
29日まで	27,200円	24,560円	22,730円	23,860円	20,960円	20,470円	20,210円	19,720円
31日まで	28,780円	25,950円	24,020円	25,270円	22,160円	21,650円	21,370円	20,860円

◆海外旅行保険の概要(保険期間31日まで用)◆

- 海外旅行中…保険期間(保険のご契約期間)中で、かつ被保険者が海外旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの旅行行程中をいいます。
- 被保険者…保険の対象となる方または補償を受ける方をいいます。

保険金をお支払いする主な場合

お支払いする保険金

保険金をお支払いできない主な場合

ケガや病気の補償

傷害死亡
海外旅行中の事故によるケガが原因で事故の発生の日からその日を含めて**180日以内**に死亡した場合

傷害後遺障害
海外旅行中の事故によるケガが原因で事故の発生の日からその日を含めて**180日以内**に身体に後遺障害が生じた場合

疾病死亡
①海外旅行中に病気により死亡した場合
②海外旅行中に発病した病気または海外旅行終了後**72時間以内**に発病した病気(海外旅行中にその病気の原因が発生した場合に限ります。)により、海外旅行終了日からその日を含めて**30日以内**に死亡した場合(ただし、海外旅行終了後72時間を経過するまでに医師の治療を開始したものに限りません。)
③海外旅行中に感染した特定の感染症(☆)により、海外旅行終了日からその日を含めて**30日以内**に死亡した場合

●傷害・疾病治療費用部分
①海外旅行中の事故によるケガが原因で医師の治療を受けた場合(義手・義足の修理を含みます。)
②海外旅行中に発病した病気または海外旅行終了後**72時間以内**に発病した病気(海外旅行中にその病気の原因が発生した場合に限ります。)により、海外旅行中または海外旅行終了後**72時間を経過するまでに**医師の治療を開始した場合
③海外旅行中に感染した特定の感染症(☆)により、海外旅行終了日からその日を含めて**30日を経過するまでに**医師の治療を開始した場合

治療・救援費用
●救援費用部分
①海外旅行中の事故によるケガが原因で事故の発生の日からその日を含めて**180日以内**に死亡した場合
②海外旅行中に病気または妊娠・出産・早産・流産により死亡した場合
③海外旅行中に発病した病気(♣)により、海外旅行終了日からその日を含めて**30日以内**に死亡した場合
④海外旅行中の事故によるケガまたは海外旅行中に発病した病気(海外旅行中に医師の治療を開始した病気に限りません。))により**3日以上**続けて入院した場合
⑤搭乗中の航空機、船舶が行方不明もしくは遭難した場合、事故により生死が確認できない場合、捜索・救助活動が必要となったことが警察等公的機関により確認された場合
⑥海外旅行中に誘拐された場合または行方不明になった場合(救援者費用等追加補償特約)

♣海外旅行中に医師の治療を開始し、その後も引き続き医師の治療を受けていた場合に限りま。

傷害死亡保険金額の全額を被保険者の法定相続人にお支払いします。(死亡保険金受取人を指定した場合は、死亡保険金受取人にお支払いします。)

後遺障害の程度に応じて傷害後遺障害保険金額の4~100%をお支払いします。お支払いする額は、保険期間を通じ合計して傷害後遺障害保険金額が限度となります。

疾病死亡保険金額の全額を被保険者の法定相続人にお支払いします。(死亡保険金受取人を指定した場合は、死亡保険金受取人にお支払いします。)

●傷害・疾病治療費用部分
1回のケガ・病気について、現実に支出した次の費用のうち社会通念上妥当な金額を、救援費用部分と合算で治療・救援費用保険金額の範囲内でお支払いします。
ただし、ケガの場合は事故の発生の日から、病気の場合は治療開始日からその日を含めて**180日以内**に要した費用に限ります。
①治療のために支出した次の費用
ア.診療費関係(保険金請求のために必要な医師の診断書料を含みます。)
イ.緊急移送費
ウ.ホテル等の宿泊施設の客室料(治療を要する場合において医師の指示によりホテル等の宿泊施設で静養するときの客室料)
エ.入院・通院のための交通費および通訳雇入費
②入院により必要となった次の費用(合計して20万円限度)
ア.身の回り品購入費(5万円限度) イ.国際電話料などの通信費
③治療の結果旅行行程離脱となった場合、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するための交通費・宿泊費(払い戻しを受けた金額または負担することを予定していた金額は差し引きます。)
④法令に基づき、公的機関により消毒を命じられた場合の消毒費用
⑤家事従事者が帰国後、入院している期間中に必要となったホームヘルパーの雇入費用、被保険者と同居の親族を保育所へ預け入れるための費用

♣健康保険や労災保険等、または海外における同様の制度により被保険者が診療機関に直接支払わなくてもよい費用はお支払いできません。

●救援費用部分
1回の事故等について、保険契約者、被保険者およびその親族が実際に支出した次の費用のうち社会通念上妥当な金額を、傷害・疾病治療費用部分と合算で治療・救援費用保険金額の範囲内でお支払いします。(左記「保険金をお支払いする主な場合」の⑥の場合は、300万円限度)
①捜索救助費用
②現地までの航空運賃等の往復運賃(**救援者3名分限度**)
③現地および現地までの行程におけるホテル等の宿泊施設の客室料(救援者3名分限度かつ1名について**14日分限度**)
④現地からの移送費用(♣)
⑤遺体処理費用(100万円限度)
⑥諸雑費(救援者の渡航手続費、現地での交通費・通信費等合計で20万円限度)

♣上記④においては、払い戻しを受けた金額、負担することを予定していた金額、傷害・疾病治療費用部分で支払われる金額は差し引きます。

賠償責任
海外旅行中に誤って他人にケガをさせたり、他人の物(♣)を壊すなどして損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合
♣保険契約者または被保険者がレンタル業者より借り入れた旅行用品・生活用品を含みます。

1回の事故について、賠償責任保険金額を限度として、損害賠償金の額などをお支払いします。また、当社の承認を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁・和解・調停に要した費用などもお支払いします。
♣1 賠償金額の決定には、事前に当社の承認を必要とします。
♣2 被保険者が未成年者など責任無能力者の場合で、その親権者等が法律上の賠償責任を負った場合もお支払いします。

携行品
海外旅行中に携行品(カメラ、宝飾品、衣類、航空券、旅券など)が、盗難・破損・火災などの偶然な事故により損害を受けた場合
♣1 携行品は、被保険者が所有(旅行開始前に被保険者が、その旅行のために親族や友人など被保険者以外の方から無償で借りた物を含みます。))かつ携行する身の回り品をいいますが、次に掲げる物は含まれません。
●通貨(♣)、小切手、クレジットカード、コンタクトレンズ、定期券、各種書類
●サーフィン・ウインドサーフィン等の運動を行うための用具
●ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山・スカイダイビング・ハンググライダー等の特に危険なスポーツ等を行っている間のスポーツ等の用具
●被保険者が滞在するアパート、借家等の居住施設にある物 ●別送品
●商品・製品等、業務にのみ使用される物 ●データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物
♣2 通貨の盗難については、通貨盗難補償特約をセッティングしている場合に、通貨盗難保険金でお支払いの対象になります。

携行品**1個**(1点、1組または1対)**あたり10万円**(乗車券・航空券等の場合は合計で5万円)を限度として再調達価額または修理費のいずれか低い額をお支払いします。
ただし、これらをお支払いする保険金の総額は、携行品損害保険金額をもって保険期間中のお支払いの限度とします。
♣1 再調達価額とは、同一の質、用途、規模、型、能力の物を新たに購入するのに必要な金額をいいます。
♣2 旅券については、その再取得または渡航書取得の費用(領事館に納付した発給手数料、事故地から最寄りの在外公館所在地までの交通費、ホテル客室料、発給のための写真代をいいます。)を1回の事故につき5万円を限度としてお支払いします。
♣3 自動車または原動機付自転車の運転免許証については、国または都道府県に納付した再発給手数料、再発給のために新たに撮影した写真代を損害額とします。

通貨盗難
海外旅行中に被保険者が携行する通貨(♣1)が盗難にあった場合(♣2)ただし、盗難にあった場合、直ちに警察署に届け出て、現地の警察署の盗難届出証明書を取得する必要があります。
♣1 流通手段、支払手段として法律により強制力が付与された貨幣をいい、銀行券、硬貨、政府発行紙幣があります。小切手、手形、預貯金証書および法律によって強制力が付与されていないもの(プリペイドカード、電子マネー、クレジットカード、仮想通貨等)は含まれません。
♣2 被保険者が滞在するアパート、借家等の居住施設にある通貨の盗難は対象となりません。

1回の事故について、盗難によって生じた通貨の損害額から自己負担額5,000円を差し引いた額をお支払いします。
ただし、お支払いする保険金の総額は、通貨盗難保険金額(**3万円**)をもって保険期間中のお支払いの限度とします。

旅行事故緊急費用
海外旅行中の予期せぬ偶然な事故(♣1)により、海外旅行中に次の①~⑦までの費用の負担を余儀なくされた場合
①交通費 ②ホテル等の宿泊施設の客室料 ③食事代(♣2) ④国際電話料等通信費 ⑤渡航手続費 ⑥渡航先で予定していたサービスの取消料等 ⑦身の回り品の購入費用(♣3)
♣1 公的機関、交通機関、宿泊機関、医療機関または旅行業者によりその発生の証明がなされる事故に限ります。
♣2 食事代は、次のア、またはイ、に該当し、費用を負担した場合にお支払いします。
ア.搭乗予定の航空機について、**6時間以上**の出発遅延・欠航・運休・航空運送事業者の搭乗予約受付業務に不備があったことによる搭乗不能により、出発予定時刻から**6時間以内**に代替となる他の航空機を利用できない場合、または搭乗した航空機の着陸地変更により、着陸時刻から**6時間以内**に代替となる他の航空機を利用できない場合
イ.搭乗していた航空機の遅延等により乗り継ぎの予定だった出発機に搭乗できず、到着機の到着時刻から**6時間以内**に出発機の代替となる他の航空機を利用できない場合
♣3 身の回り品の購入費用は、乗客として搭乗する航空機に寄託した手荷物が、航空機の目的地到着後**6時間**を経過してもその目的地に運搬されなかった場合で、航空機到着後**96時間以内**に費用を負担したときにお支払いします。(住居に帰着した後の費用はお支払いの対象になりません。)

実際に支出した費用のうち社会通念上妥当な金額または、同等の事故に対して通常負担する費用に相当する金額をお支払いします。(払い戻しを受けた金額、負担することを予定していた金額は除きます。)
ただし、下記の金額が保険期間中の支払限度額となります。
左記③の食事代は、**5千円**
左記①~⑥の各費用については、③の食事代を含めて合計で**5万円**
左記⑦の費用については、①~⑥とは別に**10万円**

たとえば
①保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者の故意・重大な過失
②戦争、革命などの事変(ただし、テロはお支払いの対象となります。)
③放射能汚染 ④被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
⑤脳疾患・疾病、心神喪失 ⑥妊娠・出産・早産・流産
⑦酒気帯び運転、無資格運転、麻薬等を使用した運転中の事故
⑧むちうち症、腰痛などで医学的他覚所見のないもの
⑨**スカイダイビング・山岳登山などの危険な運動等(裏表紙参照)を行っている間に生じた事故** …など

上記①~④に加え、たとえば
●妊娠・出産・早産・流産およびこれらに基づく病気
●歯科疾病
●**山岳登山(♣)を行っている間に発病した高山病** …など
♣ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものをいいます。

上記①~③に加え、たとえば
●被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為(ただし、自殺行為を行い、その行為の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合の救援費用はお支払いの対象となります。)
●酒気帯び運転、無資格運転中の事故(ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合の救援費用はお支払いの対象となります。)
●麻薬等を使用した運転中の事故
●**妊娠・出産・早産・流産**およびこれらに基づく病気による治療費用および入院による救援費用。ただし、**保険期間が31日以内の契約に限り、妊娠初期の異常(妊娠満22週以後に発生したものは除きます。))により医師の治療を開始した場合にはお支払いの対象となります。**
●歯科疾病
●海外でのカイロプラクティック、鍼(はり)または灸(きゅう)による治療
●むちうち症、腰痛などで医学的他覚所見のないもの
●**スカイダイビング・山岳登山などの危険な運動等(裏表紙参照)を行っている間に生じた事故(ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合の救援費用はお支払いの対象となります。)**
●**山岳登山(♣)を行っている間に高山病を発病し治療を行った場合の治療費用、入院費用、旅行行程復帰費用または帰国費用** …など
♣ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものをいいます。
♣海外旅行出発前に発病した病気、および海外旅行出発前に発生した事故によるケガに対しての治療費用・救援費用のお支払いはできません。

上記②、③に加え、たとえば
●保険契約者または被保険者の故意
●職業上の行為に関する賠償責任
●同居の親族に対する賠償責任
●航空機、船舶、車両(♣)、銃器の所有・使用・管理に起因する賠償責任
●受託物(他人から借りた物を含みます。))に対する賠償責任。ただし、保険契約者または被保険者がレンタル業者から借り入れた旅行用品・生活用品はお支払いの対象となります。 …など
♣ヨット、水上オートバイ、ゴルフ場の乗用カート、観光に使用中のセグウェイに起因するものはお支払いの対象となります。

上記①~③に加え、たとえば
●酒気帯び運転、無資格運転、麻薬等を使用した運転中の事故
●差し押え・没収等の公権力の行使(火災消防・避難処置、空港などの安全確認検査での錠の破壊はお支払いの対象となります。)
●携行品の欠陥、自然の消耗
●**携行品の置き忘れ、紛失** …など
なお、レンタル業者から借りた旅行用品・生活用品に損害が生じた場合は「賠償責任」で保険金をお支払いすることができます。

上記①に加え、たとえば
●保険契約者および被保険者の親族が自ら行った盗難または荷担した盗難
●地震、噴火もしくはこれらによる津波、風災、水災または害害その他の天災の際における盗難
●火災または破裂・爆発の際における盗難
●戦争、革命などの事変の際における盗難(ただし、テロの際における盗難はお支払いの対象となります。)
●放射能汚染の際における盗難
●**置き忘れ、紛失** …など

上記②~④に加え、たとえば次のような原因により生じた費用
●保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者の故意・重大な過失・法令違反
●酒気帯び運転、無資格運転、麻薬等を使用した運転中の事故
●妊娠・出産・早産・流産もしくはこれらに起因する疾病の発病
●歯科疾病の発病または症状の悪化
●地震もしくは噴火またはこれらによる津波
●被保険者が乗客として搭乗しているまたは搭乗予定の航空機、船舶、車両等の交通機関のうち運行時刻が定められていないものの遅延または欠航・運休
●被保険者が危険な運動等(裏表紙参照)を行っている間のケガ
●むちうち症、腰痛などで医学的他覚所見のないもの …など
♣費用負担の原因となった偶然な事故(欠航、運休、遅延など)が、補償開始前に発生していた場合は保険金のお支払いの対象となりません。(補償は保険始期日以降で海外旅行の目的をもって自宅を出発したときに開始します。)

用語のご説明

主な用語のご説明は次のとおりです。「サポートブック（ご契約のしおり）」にも「用語のご説明」が記載されていますので、ご確認ください。

普通保険約款	契約手続等に関する原則的な事項を定めたものです。
特約	普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。
保険契約者	保険契約の申し込みをされた方をいいます。保険契約者は保険契約上のさまざまな権利を有すると同時に、保険料支払義務をはじめとした義務を負います。
被保険者	保険の対象となる方または補償を受ける方をいい、保険証券または保険契約証に記載の方をいいます。ただし、賠償責任危険補償特約においては、被保険者が責任無能力者の場合には、その親権者等を被保険者とします。
保険金	事故が生じた場合に、当社がお支払いする金銭をいいます。
保険金額	ご契約金額をいい、事故が生じた場合にお支払いする保険金の限度額のことをいいます。
免責金額 (自己負担額)	お支払いする保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。
保険料	保険契約に基づいて、保険契約者にお支払いいただく金銭をいいます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
海外旅行中	保険期間（保険のご契約期間）中で、かつ被保険者が、海外旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの旅行行程中をいいます。

P.6に記載の「危険な運動等」とは、以下の運動等をいいます。

山岳登山（♣1）、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機（♣2）操縦（♣3）、スカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機（♣4）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動、自動車、原動機付自転車、オートバイ、モーターボート、水上オートバイ、ゴーカート、スノーモービル等の乗用具による競技・競争・興行・試運転

- （♣1）ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを除きます。
- （♣2）グライダーおよび飛行船を除きます。
- （♣3）職務として操縦する場合を除きます。
- （♣4）モーターハングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機（パラプレーン等をいいます。）を除きます。

■このパンフレットは海外旅行保険の概要をご案内したものです。詳細については、取扱代理店またはエイチ・エス損保までお問い合わせください。

■**お申し込みにあたっては、申込書にセットされる「重要な事項等のご説明」に基づき説明を受けてください。または、必ずお読みください。**

■このパンフレットに記載以外のご契約タイプについては、申込書（お客様控）裏面をご覧ください。取扱代理店またはエイチ・エス損保までお問い合わせください。

■当社では、分かりやすい保険プロセスへの取組みを推進しています。この一環として、特に重要な「海外旅行保険の概要（P.5～6）」にカラーユニバーサルデザイン推奨色を採用し、どなたにも優しく見やすい配色にしました。今後もさらに見やすいパンフレットを目指します。

取扱代理店はエイチ・エス損保との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・契約の管理業務などの代理業務を行っています。
したがって取扱代理店と有効に成立したご契約については、エイチ・エス損保と直接契約されたものとなります。

●お申し込み・お問い合わせ先【取扱代理店】

●引受保険会社

エイチ・エス損害保険株式会社

〒105-0021 東京都港区東新橋二丁目3番3号 ルオーゴ夕留8F
この保険に関するお問い合わせは右記取扱代理店または下記へ
TEL 0570-550836（お客様相談室・通話料有料）
<https://www.hs-sonpo.co.jp/>